

第4編 原子力対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

県及び関係市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策等について、地域防災計画原子力災害対策編を定め、必要な対策を講じてきたところである。

しかし、福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、これまでの当該計画の対策の範囲を超えたものとなった。このため、県では、川内原子力発電所にて同様の原子力災害が発生した場合に備え、緊急性・広域性の観点から、住民の安全確保を最優先とした「鹿児島県原子力災害対策暫定計画」（以下「暫定計画」という。）を策定した。

伊佐市では、原子力災害時に受入市となり得ることや、広域拡大など不測事態に備えることの重要性から、伊佐市として独自に原子力災害対策編を定めるものとした。

本計画は、伊佐市、鹿児島県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ体系的な遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

1 原子力災害

原子力緊急事態により住民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出される事態をいう。

3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があったときから同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

4 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6 関係市

「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に位置する市
薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、出水市

7 受入市町

関係市の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町

本市は関係市（阿久根市、出水市）の受入市となる。

8 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

経済産業省、原子力安全・保安院、文部科学省、国土交通省等

9 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州運輸局等

10 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社、西日本電信電話株式会社鹿児島支店等

11 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

社団法人鹿児島県医師会、社団法人鹿児島県トラック協会等

12 防災関係機関

県、関係市、受入市町、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等をいう。

13 原子力防災専門家

経済産業省及び文部科学省によってオフサイトセンターに配置される原子力防災についての専門的知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力災害の発生又は拡大防止

の体制を整えるとともに、原子力災害時には、初動時の体制構築や情報の収集・提供など初期対応における中核的な役割を果たす。

14 国から派遣される専門員

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

15 予防的措置範囲

原子力発電所の事故状況に基づいて放射性物質又は放射線の放出前又は直後に、予防的に緊急防護措置を実施するための範囲

16 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

原子法に基づき指定される施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策の拠点となる施設

17 現地事故対策連絡会議

原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当しない場合において、オフサイトセンターに参集した国、県、関係市、九州電力及び専門家等によって開催される担当者レベルの会合

18 原子力災害合同対策協議会

原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに参集した国、県、関係市、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、原子力緊急事態に関する情報交換を行い、それぞれが実施する緊急時応急対策について連携強化を図ることを目的としている。

19 機能班

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、関係市及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、プラント班の7つの班をいう。

20 防護対策実施区域

緊急時環境放射線モニタリングの結果に基づき知事が住民等の避難等を講ずべき必要があると決定した地域をいう。

21 緊急事態応急対策実施区域

緊急時体制（原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合）において、緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

22 警戒区域

市長が災害対策基本法第63条の規定に基づき、人の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限、禁止又は退去を命じた区域をいう。

23 防護対策を講ずべき区域

防護対策実施区域、緊急事態応急対策実施区域及び警戒区域をいう。

第3節 計画の性格

第1 伊佐市に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、伊佐市に係る原子力対策の基本となるものであり、国が平成23年12月に修正した防災基本計画（原子力災害対策編）、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編及び福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、鹿児島県が作成した暫定計画地域防災計画・原子力災害対策編及び指定行政機関、指定公共機関が作成した防災業務計画と抵触することがないように作成するものである。

市及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

第2 伊佐市地域防災計画との整合性

この計画は、「伊佐市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「伊佐市地域防災計画」の「一般災害対策編」によるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は伊佐市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については、住民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関等においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第5節 計画の作成または修正に際し尊重すべき指針

伊佐市地域防災計画・原子力災害対策編の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改正、以下「防災指針」という。）、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編及び暫定計画を十分に尊重する。

第6節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、鹿児島県における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を暫定的に、川内原子力発電所を中心として概ね 20 km（以下「20 km圏」という。同様に 5 kmは「5 km圏」、10 kmは「10 km圏」という。）以内とする。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、受入市町、関係市、県、消防機関、県警察、市教育委員会、県教育委員会、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2節「防災関係機関の業務の大綱」に定めるほか、次のとおりとする。

第1 鹿児島県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。
(5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
(6) 環境放射線モニタリングの実施に関すること。
(7) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）の整備・維持に関すること。
(8) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。
(9) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。
(10) 放射線防護資機材の整備に関すること。
(11) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(12) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(13) 災害対策本部等の設置に関すること。
(14) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
(15) 住民等に関する広報及び指示伝達に関すること。
(16) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。
(17) 住民等の避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ）及び立入制限等に係る関係市への指示に関すること。
(18) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の摂取・出荷制限等に係る関係市への指示に関すること。
(19) 緊急被ばく医療措置に関すること。
(20) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(21) 放射線物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
(22) 原子力災害対策に係る関係市の指示、指導及び助言に関すること。

- (23) 各種制限措置の解除に係る関係市の指示に関すること。
- (24) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
- (25) 住民相談窓口の設置に関すること。
- (26) 健康相談窓口の設置に関すること。
- (27) 避難者の受入市町への協力要請及び情報提供に関すること。
- (28) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
- (29) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第2 関係市

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (8) 災害対策本部等の設置に関すること。 (9) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。 (10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (11) 緊急時環境放射線モニタリングの協力に関すること。 (12) 住民等の避難等及び立入制限に関すること。 (13) 避難所の開設及び運営に関すること。 (14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の摂取・出荷制限等に関すること。 (15) 緊急被ばく医療措置の協力に関すること。 (16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。 (17) 汚染の除去等に関すること。 (18) 各種制限措置の解除に関すること。 (19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。 (20) 住民相談窓口の設置に関すること。 (21) 健康相談窓口の設置に関すること。 (22) 広域避難計画の作成に関すること。 (23) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。 (24) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第3 受入市町

事務又は業務
(1) 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。

- (2) 関係市への応援・協力に関すること。
(3) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。

第4 消防機関

機関名	事務又は業務
伊佐湧水消防組合 伊佐市消防団	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

第5 鹿児島県警察

事務又は業務
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。 (4) 緊急輸送の先導に関すること。 (5) 防犯対策（避難所その他）に関すること。

第6 鹿児島県教育委員会

事務又は業務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。

第7 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（広域緊急援助隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。

	(3) 関係機関との連絡調整にすること。 (4) その他防災に関し厚生局のすべきこと。
九州農政局	(1) 災害時における農林畜水産物等への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (3) 被災地周辺の農林畜水産物等の移動規制に関すること。 (4) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
九州森林管理局	(1) 災害時における国有林林産物の汚染状況調査に関すること。
九州産業保安監督部	(1) 原子力発電所の安全確保に関する指導助言に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
九州経済産業局	(1) 原子力発電所の安全確保に関する指導助言に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第十管区 海上保安本部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	(1) 気象情報の発表、伝達に関すること。 (2) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
九州総合通信局	(1) 災害時における有線電気通信の確保及び無線通信の運用管理に関すること。
鹿児島労働局	(1) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 災害時における労働災害調査に関すること。
九州地方整備局	(1) 災害時における直轄国道の通行確保に関すること。 (2) 災害時における川内川の管理に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

第8 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 西部方面総監部	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。
海上自衛隊 佐世保地方総監部	
海上自衛隊 航空集団司令部	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	

第9 指定公共機関

機関名	事務又は業務
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店) KDDI 株式会社 株式会社 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 災害時における金融機関の金融救急措置の指導に関すること。

第10 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島讀賣テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
社団法人鹿児島県医師会 社団法人鹿児島県歯科医師会 社団法人鹿児島県看護協会	(1) 災害時における医療救護に関すること。
社団法人鹿児島県トラック協会	(1) 災害時における救助物資の緊急輸送に関すること。

第11 公共的団体等

機関名	事務又は業務
学校法人	(1) 児童及び生徒に対する原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること。 (2) 災害時における園児及び児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。
その他の公共的団体 社会福祉施設経営者 漁業協同組合 農業協同組合 森林組合 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。

第12 九州電力

事務又は業務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。 (3) 原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。 (8) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。 (9) 環境放射線モニタリングの実施に関すること。 (10) 原子力防災資機材の整備に関すること。

- (11) 原子力災害対策の資料の整備に関する事。
- (12) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事。
- (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。
- (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (15) 相談窓口の設置に関する事。
- (16) 県、関係市及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関する事。
- (17) 汚染の除去等に関する事。
- (18) 災害復旧に関する事。

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準

第1 災害応急対策における対応基準

伊佐市は、県及び関係市において、対策本部体制及び緊急時体制が設置された場合は、対策本部体制をとるものとする。

第2節 防災活動体制

第1 災害本部体制

1 災害対策本部

(1) 設置

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合は、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、県へ連絡するとともに、市の各組織をあげて総合的な応急対策の実施に当たる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は「災害対策本部の組織図」及び「災害対策本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

(2) 所掌事務

- ① 災害状況の把握に関すること。
- ② 国、県、関係市、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- ④ 住民等の避難及び立入制限に関すること。
- ⑤ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ 緊急時環境放射線モニタリング等の協力に関すること。
- ⑦ 飲食物等の摂取制限に関すること。
- ⑧ 農林畜水産物の摂取・出荷制限に関すること。
- ⑨ 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- ⑩ 汚染の除去等に関すること。
- ⑪ 避難所の開設及び運営に関すること。
- ⑫ 住民相談窓口の設置及び運営に関すること。
- ⑬ 健康相談窓口の設置及び運営に関すること。
- ⑭ その他必要な事項

2 災害対策本部等の廃止

以下の場合には、災害対策本部等を廃止する。

- (1) 災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 原子力災害事後対策が収束し、災害対策本部長が原子力災害対策の必要がなくなつたと認めたとき。

第3節 広域避難計画

第1 避難対象区域からの避難受入等

市は、県や関係市と連携して避難受入等を実施する。

市は、関係市において広域的な避難が必要な場合に備え、20 km圏外にあらかじめ指定した避難所を確保する広域避難計画に基づき、避難受入要請が県（緊急の場合は関係市）からあった場合は避難の受入れを行う。

ただし、市は不測の事態の発生等、本市においても避難が緊急に必要と判断したときは、住民等に対し避難の指示を行うものとする。

第2 避難受入時期

市は、関係市からの避難受入について、大量の放射性物質が放出される前に完了させることに努めることとする。

第3 災害時要配慮者への配慮

市は、避難誘導、情報提供及び避難所の生活支援の整備にあたり、必要な協力を行うものとする。

第4 協力体制の推進

市は、関係市の広域避難のため、避難所の提供及び開設と運営に協力するよう要請された場合、避難所を提供し、避難所で関係市の職員の補助を行うなど必要な協力を行う。

市は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、関係市の広域避難計画に定めた所定の避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

第5 避難者所への指示・留意事項

(1) 避難指示等の伝達等

市は、防災行政無線、伊佐市災害情報メール、ホームページ等を利用し、関係市からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

(2) 避難所に係る住民等への指示・留意事項

① 避難者に当たっての住民等への指示事項

市は、避難や屋内退避などの指示を行う場合には、住民等に対し指示の内容を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

② 避難における住民等に対する留意事項

市は、避難所の住民等に対し、必要な事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の不安を取り除くよう努める。

③ 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

市は、避難の指示等の広報・伝達にあたり、住民等に落ち着いて行動することを周知するとともに、必要な事項を正確かつ簡潔に広報・伝達する。

第4節 緊急被ばく医療体制

1 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 初期被ばく医療体制

市は、救護所を1ヶ所設置する。

救護所等では、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤投与、軽度の外傷等の治療、健康相談等を行う。

緊急被ばく医療に必要な資機材は、関係の保健所等に配置・保管する。

(2) 二次被ばく医療体制

救護所等において一定レベル以上の被ばく（汚染）が確認された者に対して、シャワー等を用いた二次除染並びに、ホールボディカウンタを用いた内部被ばくを測定する。併せて応急医療措置・搬送を行う。

(3) 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関での対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な医療提供できる医療機関として、広島大学及び独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市）がある。また、本県内の二次被ばく医療機関の収容能力を超えた場合等の対応を長崎大学が行う。

第3章 災害予防対策計画

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、関係市、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と防災関係機関相互の連携体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係市、九州電力、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の充実を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡に当たる要員の指名

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報・連絡に当たる要員をあらかじめ指名しておくなど体制の整備を図る。

3 移動通信系の活用体制

市は、市の災害対策要員との連絡を密にするため、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の整備を図るほか、防災関係機関と連携し、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策の的確な実施に資するため、九州電力川内原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると

ともに、災害対策本部室に備え付ける。

第3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互の連絡が、迅速かつ正確に行われるよう、通信連絡設備等の整備を行う。

第2節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる災害応急体制を整備するものとする。

第1 対策本部体制

市は対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく

第2 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から、県、関係市、警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め防災対策に努める。

第3 広域的な応援協力体制等

市は、緊急時における広域的な応援について、県の指導・助言を得て、関係周辺市との応援協定締結の促進を図る。

第4 モニタリング体制等

市は、空間放射線量の測定が行えるよう体制を整えておく。

第3節 避難収容活動体制の整備

第1 避難等措置計画の作成

市は、万一の災害に備え、住民等が混乱を起こすことなく避難等の指示に従って行動ができるよう、あらかじめ避難誘導責任者・避難所・避難のための集合場所等を記載した避難等措置計画を定める。

第2 避難所等の整備

1 避難所の整備

市は、公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。
なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、消防機関等と連携して、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

第3 災害時要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる災害時要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制を整備する。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

第4 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

第5 避難所・避難方法等の周知

市は、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

第4節 緊急輸送体制の整備

第1 交通管理体制等の整備

市は、国及び県の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、国、県及び警察との連携を緊密にし、交通管理体制の整備に努める。

第5節 救急・救助、消火及び防護資機材の整備

第1 救急・救助活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき救急・救助活動用資機材に関する情報提供等を受け、応急対策の実施に必要な資機材の整備に努める。

第2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び九州電力と相互に密接な協力体制を整備する。

第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。
- (2) 市は、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、伊佐市防災・地域情報メール、後方車両等の施設、設備の整備を図る。
- (3) 市は、住民等からの問い合わせに対応する住民窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる災害時要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、インターネット（ホームページ・電子メール）、広報用電光掲示板、有線放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力の協力を得て、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

防災知識の普及・啓発に関しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他いわゆる災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制整備に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力発電所施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に市・県や国などが講ずる対策の内容に関すること。
- ⑥ 災害時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- ⑦ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- ⑧ 緊急時に取るべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑨ 原子力防災アプリに関すること。
- ⑩ その他原子力防災に関すること。

第8節 防災業務関係者に対する研修

第1 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させる。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努める。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 環境放射線モニタリング実施方法及び放射線防護に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に市・県や国等が講ずる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。
- ⑩ その他の緊急時対応に関すること。

第9節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

市は、国、県、関係市、九州電力等防災関係機関の協力を得て、次に掲げる防災活動の各項目における訓練、各項目を組み合わせた総合訓練等の訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ④ 緊急被ばく医療訓練
- ⑤ 関係市からの避難受入訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練

第2 訓練の実施

1 項目別訓練等の実施

市は、計画に基づき、防災活動の各項目、又は各項目を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

2 国及び県の計画に基づく訓練の実施

市は、国、県、関係市、九州電力等防災関係機関との連携による総合的な防災訓練が実施される際には、これに主体的に参加し防災訓練を実施する。

第3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練の実施に当たっては、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、訓練終了後、評価を実施し改善点を明らかにするとともに、必要に応じ、緊急時のマニュアル作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しも行う。

第10節 災害復旧への備え

第1 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去等に関する資料の収集・整備等を図る。

第4章 災害応急対策計画

本章は、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章で示した対策に準じて対応する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 特定事象発生情報等の連絡

市は、県から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡する。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、自ら行う応急対策活動状況等を県等に随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町及び県をはじめ九州電力、その他防災関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県を通じて、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第2節 活動体制の確立

第1 災害応急対策における対応基準

市は、県及び関係市において対策本部体制及び緊急時体制が設置された場合は、対策本部体制をとるものとする。

第2 市の活動体制

1 災害対策本部の設置等

市は、特定事象の発生通報を受けた場合、又は市長が必要と認めたときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部等の廃止

災害対策本部等の廃止については、本編第2章第2節「防災活動体制」に掲げる廃止基準による。

第3 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。

2 防護対策

- (1) 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。また、災害対策本部長は、消防機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長は、関係機関に対し必要に応じ、防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた防護指標に基づき行う。
- (2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関で行うものとし、県現地災害対策本部の医療チームが統括する。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得なければならない。
- (3) 市の被ばく管理を担う班は、必要に応じ県などの防災関係機関に対し、除染等の医療措置の協力を要請する。
- (4) 市は、災害応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 市は、災害応急対策を行う職員等の安全確保のため、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行う。

第3節 緊急時環境放射線モニタリング

第1 緊急時環境放射線モニタリング等への協力

市災害対策本部長は、汚染状況を把握しておくものとする。

第2 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、次のとおりである。

気体状のクリプトン、キセノン等希ガス
揮発性の放射性ヨウ素
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動区域の設定

1 防護活動区域の設定

知事は、緊急時環境放射線モニタリングの結果、環境中の予測線量が該当すると認められる場合には、直ちに原子力防災専門官の助言を得て、あらかじめ区画した方位、距離別の防災対策区域を単位とし、気象状況、放射性物質の放出状況を勘案して、周辺住民等の避難等を講ずべき防護対策実施区域を決定し、関係市町に対し必要な指示を行う。

2 県のとるべき対策

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、内閣総理大臣の指示に従い、関係市に対し、緊急事態応急対策実施区域の住民等に対する屋内退避又は避難指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

3 防護活動区域の設定

市長は、県本部長から防護対策実施区域、あるいは緊急時事態応急対策実施区域の周辺住民等に対する避難等の指示を受けたときは、災害対策基本法第63条に基づき計画区域を設定する。

屋内退避及び避難等に関する指標（防災指針により）

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、災害対策本部において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置について指示が行われる。

注2) 予測線量は、放射性物質、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

注3) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避、又は避難の指示を行う。
- (2) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、避難の指示等を行った場合は、消防機関・警察・自衛隊と協力し戸別訪問等により、住民の避難の確認を実施する。

第3 災害時要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要配慮者に十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるために、健康相談窓口を設置し適切に対応する。

また、災害時要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

第4 避難指示等の実効性をあげるための措置

市は、避難等を指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定するなど、避難指示等の実効性をあげるために必要な措置をとる。

第5 飲食物、生活必需品等の供給

市は、コンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等について、状況等から判断して必要と認められた場合は、備蓄品の供給、給与（貸与）、事業者への物資の調達要請等を行う。

その場合においても、不足する場合には県に協力を要請する。

第6 広域避難

1 広域避難に伴う避難所等の検討

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては、県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他県内の市町村に協議することができる。

2 県の協力

県は、市から上記の協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

3 県の助言

県は、市に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等広域避難について助言を行うものとする。

第5節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の採取制限等

市は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射線物質による汚染状況調査に基づき、摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び国から派遣される専門家の助言を得て、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講ずる。

飲料水、飲食物の摂取制限に関する指標（防災指針により）

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表：1－131）
飲料水	3×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類 （根菜・芋類を除く。）	2×10^2 ベクレル／キログラム以上

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表：1－131）
飲料水	2×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10^2 ベクレル／キログラム以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

第2 農林畜水産物の摂取及び出荷制限

市は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるものとする。

第3 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行ったときは、第2編第2章第20節「食糧の供給」及び第21節「給水」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として緊急輸送を行う。

- ・ 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針決定会議への出席者
- ・ 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

- ・ 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- ・ 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- ・ 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、災害時要配慮者を中心とした避難者等
- ③ 対応方針決定会議への出席者及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員・資機材
- ⑤ 食糧、飲料水等の生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、人員、車両、船舶等の不足が生じたときは、県及び関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ、県の協力を得て周辺市町に支援を要請する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 陸上輸送

市道等管理者及び県警察は、交通規制に当たって、相互に緊密な連絡をとり、必要な対策を講ずる。

第7節 救急・救助、消火及び医療活動

第1 救急・救助及び消火活動

市は、救急・救助及び消火活動について、災害の状況から必要があると認められるときは、県に対し応援を要請する。

第2 医療活動等

市は、県が実施する災害時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染及び安定ヨウ素剤の配布等の緊急被ばく医療活動に協力する。

※ 緊急被ばく医療体制の流れは原則として、初期、二次、三次の順によるが、被災者の状況によっては臨機に対応する。

【初期被ばく医療体制】

初期被ばく医療体制に該当する施設は、避難所（救護所）、事業所内医療施設である。避難所においては、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易

な除染、安定ヨウ素剤投与、合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療、健康相談等を行う。

【二次被ばく医療体制】

二次被ばく医療体制に該当する施設は、北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室、済生会川内病院二次被ばく医療施設、及び鹿児島大学病院である。北薩地域振興局第2庁舎汚染検査除染室では、救護所における一時除染後の二次スクリーニングで基準値以上を示したものに対して、生物学的試料採取やシャワー及び除染薬品等を用いた二次除染、ホールボディカウンタを用いた体内放射能の測定、サーベイメータやハンドフットクロズモニタを用いた除染の確認等を行う。済生会川内病院二次被ばく医療施設では、除染のほか、体内放射能が確認された者等に対しての被ばく線量評価、応急医療措置等を行う。鹿児島大学病院においては、済生会川内病院で対応困難な造血細胞移植等の修学的治療に対応するほか、詳細な線量評価、済生会川内病院の収容能力を超えた場合の対応、そして緊急時における済生会川内病院への人的支援を行う。

【三次被ばく医療体制】

三次被ばく医療機関は、西日本ブロック地域の三次被ばく医療機関である広島大学及び放射線医学総合研究所である。三次被ばく医療機関では、二次被ばく医療機関で対応できない高度専門的な線量評価や高度な専門的除染、重篤・重症な被ばく患者の診療等を行う。広島大学では対応できない場合には、三次被ばく医療の中心的機関として位置づけられる放射線医学総合研究所へ移送する。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する迅速・的確な情報提供を行う。

1 住民等への情報提供

- (1) 市は、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ、分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (2) 市は、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、市が講じている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要配慮者に配慮した伝達を行う。

2 広報活動

- (1) 市は、十分に内容確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公

共機関、関係地方公共団体及び九州電力と相互に連絡を取り合う。

- (2) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、伊佐市防災・地域情報メール、原子力防災アプリ、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

- (3) 住民の総合的な情報へのアクセスを可能にするポータルサイト等を設置するなど情報提供窓口の集約に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

第5章 災害復旧対策計画

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章で示した対策に準じて対応する。

第1節 放射性物質による汚染の除去等

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第2節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を決定するとともに関係機関に指示し、必要な措置を講ずる。

また、解除実施状況を確認し、県に報告する。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果発表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び九州電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに市へ連絡するとともに、公表しなければならない。

第4節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査し、市は、これに協力しなければならない。

3 災害対策措置状況の記録

市は、県と連携して、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第5節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、必要に応じて以下のような活動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、県等が判断した放射能汚染状況結果を公表する。
- (2) 防護対策実施地域あるいは市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握する。
- (3) 市特産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (4) 風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を行う。
- (5) 風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第6節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金、小規模企業者等設備資金及び県中小企業融資制度等により設備復旧資金、運転資金の貸付等を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災地に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第7節 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。